

猪苗代湖の水環境保全実践活動に係る留意事項

策定：平成24年5月31日

改訂：令和8年8月4日

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議

猪苗代湖岸に形成されるヨシなどの水生植物群落は、野鳥や魚類等の生息地として多様な役割を持っており、生態系に配慮した猪苗代湖保全活動を行う必要があります。

湖内植物の刈取りなどを行う際は下記の事項に留意しましょう。

記

1 共通事項

猪苗代湖での活動に当たっては、以下に示す河川法や文化財保護法等の許可や届出が必要になります。

事業実施に当たっては早めに計画を立て、関係窓口で手続きを行いましょう。

- (1) 河川法に係る区域：猪苗代湖全域
- (2) 文化財保護法に係る区域：猪苗代湖のミズスギゴケ群落およびハクチョウ飛来地
- (3) 自然公園法に係る区域：第2種特別地域（猪苗代湖湖岸全域）
- (4) 福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（以下「湖沼条例」という）に係る区域：水環境保全区域

2 個別事項

対象植物毎の留意点

(1) ヨシ

イネ科の植物で、湖沼や河川などに群生する代表的な多年草です。高さは1～3m程度になり、夏に花を咲かせます。

ア 刈取りの時期

10月から11月

ヨシに生息、繁殖している鳥類（コヨシキリ、オオヨシキリなど）に配慮が必要なため、ヨシ刈りをする場合は営巣期の5月から9月は避け、雪が降る12月前に実施しましょう。

イ 刈取りの場所

前浜区域は猪苗代湖畔で唯一、昔ながらの猪苗代湖の環境が残っている地域であるため、刈取りは松橋浜から高橋川までの範囲としましょう。（地図 巻末）

ウ 刈取りの方法

（ア）ヨシの密度が低い場所の一部では、「レッドデータブックふくしま」で希少に指定されているヤナギトラノオ（写真 巻末）の群落があるため、刈り取らないよう注意しましょう。

（イ）ヨシを刈る際は、外来種である「イタチハギ（写真 巻末）」は一緒に刈り取りましょう。

（ウ）地元の方々が大切にしているエゾミソハギ（写真 巻末）などの植物は刈り取らないよ

う注意しましょう。

(エ) 重機は、ヨシを含む湿地の植物群落に影響を及ぼす可能性があるため、肩掛けの草刈り機や手刈りでヨシ刈りを実施しましょう。

(2) ヒシ

湖沼に生える1年生の浮葉植物です。水面に放射状に葉を浮かべます。7月～10月に1cmくらいの白い花を咲かせ結実します。

ア 回収の時期

6月から9月

6月頃からヒシの生育が始まり、10月以降はヒシが腐熟し泥状となるため、その前に回収しましょう。

イ 回収場所

繁茂が著しい猪苗代湖北岸部のヒシ群落

ウ 回収方法

希少種であるアサザ（写真 巻末）とヒシの生育場所が隣接している場合は、アサザを残しヒシだけを刈るように注意しましょう。

なお、ヒシの実の採取を目的とする場合も、水環境保全の観点から、実を回収した後の植物体は湖外に搬出し、適切に処分又は利活用することが望まれます。

(3) 漂着水草

秋に浜に打ち上げられるヒメホタルイ、セキショウモ類、さらにアオミドロ状植物などです。

ア 回収の時期

9月から11月

イ 回収場所

天神浜、松橋浜など漂着水草が多く打ち上げられる猪苗代湖北岸の砂浜

(4) 刈草

農作業のために刈った草が回収しきれず側溝や水路に流れ出たものです。

ア 回収の時期

春から秋

イ 回収場所

猪苗代湖流域全域

ウ 回収方法

猪苗代湖に流入する地域での草刈り作業時において、下流水路にスクリーンを設置し、作業完了時には刈草をコンテナなどに回収しましょう。

◆法的手続き関係機関

河 川 法 県中建設事務所行政課（024-935-1413）

会津若松建設事務所行政課（0242-29-5414）

猪苗代土木事務所（0242-62-3102）

文化財保護法 猪苗代町教育委員会生涯学習課（0242-72-0180）

自然公園法 環境省裏磐梯自然保護官事務所（0241-32-2221）

県中地方振興局県民生活課（024-935-1295）

会津地方振興局県民生活課（0242-29-5295）

湖 沼 条 例 県中地方振興局環境課（024-935-1503）

会津地方振興局環境課（0242-29-3912）



猪苗代湖周辺の植物（留意事項の中にあるもの）



アサザ

（希少種：刈り取らない）

（提供：福島大学 黒沢 高秀教授）



エゾミソハギ

（刈り取らない）

（提供：福島大学 黒沢 高秀教授）



ヤナギトラノオ

（希少種：刈り取らない）

（提供：鬼多見 賢氏）



イタチハギ（クロバナエンジュ）

（外来種：ヨシと一緒に刈り取る）

（提供：鬼多見 賢氏）